

概要版

第2次宝塚市農業振興計画

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）

1 計画策定にあたって

■計画策定の趣旨

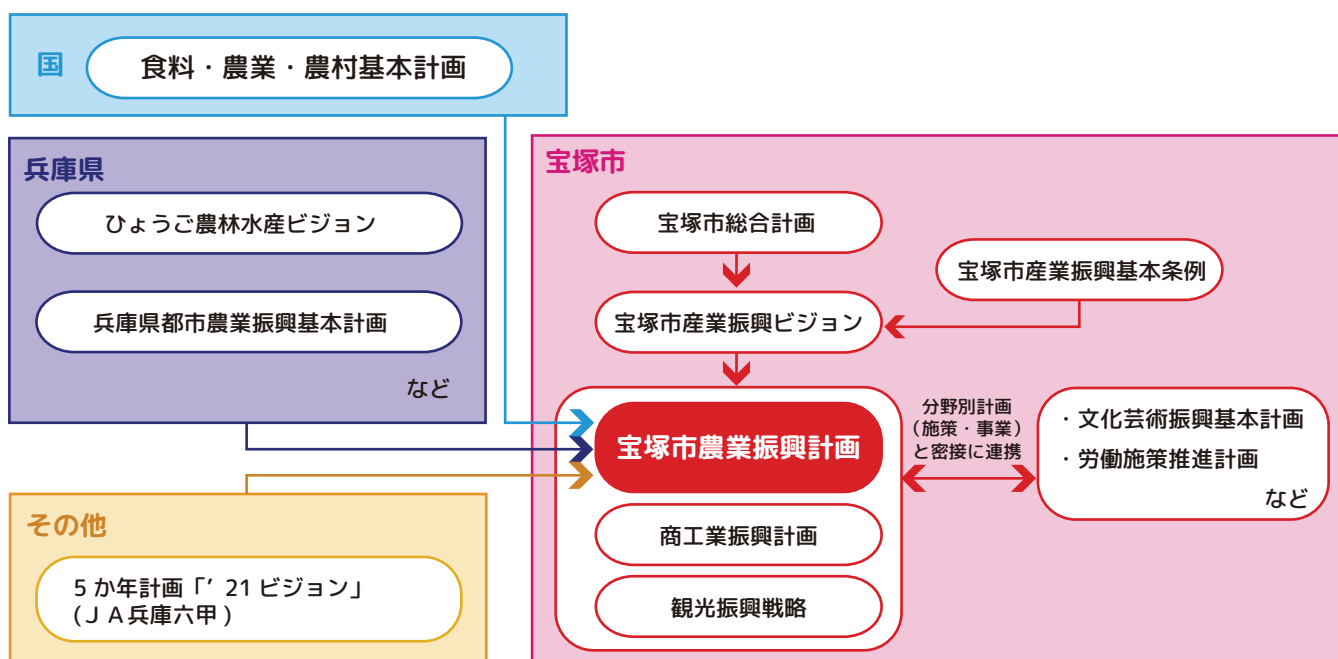
宝塚市（以下「本市」という。）では、農業の将来像「市民とともに『守り・育む宝塚の農』」の実現に向けて、具体的施策をまとめた「宝塚市農業振興計画」（以下「第 1 次計画」という。）を平成 24 年（2012 年）3 月に策定し、農業振興施策に取り組んできましたが、その後、農業者の後継者不足と高齢化は一層進み、営農環境は厳しさを増しています。

このような状況の変化や課題を早期に対応し、本市農業の振興の方向性やその実現に向けた取組と目標を明確にするため、令和 3 年度（2021 年度）から 10 年間を計画期間とする「第 2 次宝塚市農業振興計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

なお、本計画は、「六次産業化・地産地消法」第 41 条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」及び「都市農業振興基本法」第 5 条に基づく「宝塚市都市農業振興計画」を兼ねるものとします。

■計画の位置づけ

本計画は、国の「食料・農業・農村基本計画」並びに県の「ひょうご農林水産ビジョン」及び「兵庫県都市農業振興基本計画」を受けて、今後の本市の農業のあり方や取り組むべき具体施策を示すもので、「宝塚市総合計画」及び「宝塚市産業振興ビジョン」を上位計画とし、関連計画との整合を図りながら進めるものです。



2 宝塚市の農業を取り巻く課題

■ 農地の保全・有効活用及び担い手の確保

【南部】

- 生産緑地などの市街化区域の都市農地が減少しています。都市農地の価値を都市環境や景観、防災、水系保全など、幅広い視点で見直し、適切に保全・活用を図ることが求められています。
- 継続的に営農ができる経営の手法を検討する必要があります。

【北部】

- 農業後継者の不足が懸念されています。認定農業者 など地域農業の担い手をはじめとして兼業農家、非農家が協力し集落内の農地、農業用施設を守り、また担い手や後継者を確保する必要があります。
- 労働力の不足や耕作条件が悪いなどの理由で耕作されない農地が増加しています。不耕作地は周囲の農地に悪影響を及ぼすことから、これらの適切な管理が求められます。

■ 安定した農業経営の確立

【全域】

- 収益性向上のため、異業種交流や6次産業化など農商工連携により地域資源に新たな価値を付加することが必要です。
- 労働力不足への対応と農産物の高品質化のため、新たな農業への変革（農業のデジタルトランスフォーメーション（農業DX））を実現することが必要です。

【北部】

- 北部の人口減少を食い止めることで農村を守り、担い手、兼業農家、非農家が協力して農地を守る必要があります。

■ 農地・農業に対する市民の理解醸成

【全域】

- 宝塚産農産物や園芸作物が購入できる場所の周知が不足しているため、宝塚産農産物及び園芸作物を購入できる場所を更に増やし、市民が宝塚産農産物及び園芸作物を購入する機会を増やすとともに周知に努める必要があります。
- 農業を継続させていくためには、食料の安定供給に農業が果たしている役割をはじめとして、農地の有する多面的機能や市民自身が土に触れる豊かな生活を知ってもらう必要があります。

3 宝塚市の農業がめざす姿

■農業の将来像

農業を取り巻く環境が大きく変動する中、引き続き本市農業の持続的発展に取り組み、併せて多くの市民が身近に「農」に触れることができる環境づくりを行う必要があることから、引き続き「市民とともに『守り・育む宝塚の農』」を本市農業がめざす将来像として掲げるとともに、新たなスローガン「^I愛 ^{KNOW}農 たからづか ～未来に続く宝塚の農業～」を掲げ、市民一人ひとりの農業への意識の醸成をめざすこととします。



■計画の方向性

計画の方向性を、「方向性 1：主に農業者が取り組むべきこと」「方向性 2：主に農業者と商工業者等の異業種の事業者が連携して取り組むべきこと」「方向性 3：主に農業者と市民との交流」の 3 つに分類しながら複合的に取り組むことで、農業の将来像の実現をめざします。

計画の方向性 1

農業の持続的な発展

農業後継者や担い手の不足により農業者の高齢化が進み、農家数の減少や維持困難な農地が増えています。次世代の農業者を確保し、安定的に営農が継続できる環境を整えます。

計画の方向性 2

農業の新たな価値創出の推進

経済活動が多様化し、農業を取り巻く環境が大きく変化しています。地域資源を活用して、農商工連携や異業種交流、農福連携、新技術の導入に取り組めます。

計画の方向性 3

「農」に触れ「農」を知る機会の創出

ライフスタイルの変化や地産地消、食育の浸透により、市民にとって「農」は身近なものとなっています。しかし、本市の農業や農産物について、まだ知らない人も多くおり、農業を維持・発展させるためには、市民の理解は不可欠です。「農」について触れる機会を増やし、本市の農業への理解を深め、市民・農業者が「農」についての意識を共有することをめざします。

■施策体系

農業の将来像 市民とともに「守り・育む宝塚の農」

スローガン I KNOW
愛 農 たからづか ～ 未来に続く宝塚の農業 ～

【計画の方向性1】 農業の持続的な発展

基本方針（1）
次世代の担い手の確保

基本方針（2）
地域に根づいた園芸（花き・植木）と
農業（水稲・野菜・畜産）の推進

基本方針（3）
農地や農業用施設の適正な維持管理

基本方針（4）
有害鳥獣による農作物被害の防止

基本方針（5）
都市農業の振興

【計画の方向性2】 農業の新たな 価値創出の推進

基本方針（6）
「農」を支える交流や農村への
移住・定住等の促進

基本方針（7）
農商工連携や異業種交流の取組の推進

基本方針（8）
農地の新たな活用の取組

基本方針（9）
新技術の導入の推進

【計画の方向性3】 「農」に触れ 「農」を知る機会の創出

基本方針（10）
「農」と触れる機会の創出

基本方針（11）
「農」を知る機会の創出

基本方針（12）
「花き・植木」に触れ、知る機会の創出

基本方針（13）
地域の特性を生かした観光農業の活性化

4 農業振興策の展開

計画の方向性 1 農業の持続的な発展

基本方針（１）次世代の担い手の確保

新規就農者の確保、後継者となる農家の育成、集落営農組織の立ち上げ・運営支援などにより次世代の多様な担い手を確保するとともに、農地の集積・集約化に努めます。

施策①担い手の確保

施策②農地の集積・集約

施策③多様な人材の農業経営への参画

基本方針（２）地域に根づいた園芸（花き・植木）と農業（水稻・野菜・畜産）の推進

本市地場産業である園芸（花き・植木）産業を振興します。また西谷野菜や畜産、ダリアなど特色のある農産物の生産を促進します。

施策①園芸（花き・植木）産業の更なる技術力の向上及び後継者の確保

施策②次世代の園芸（花き・植木）産業の検討

施策③特色ある農畜産物生産の促進

施策④水稻の安定的な生産

計画の方向性 2 農業の新たな価値創出の推進

基本方針（６）「農」を支える交流や農村への移住・定住等の促進

後継者の帰農や就農希望者はもとより、都市農村交流に取り組み、農村での生活希望者を積極的に受け入れ、農村への移住・定住を促進します。

施策①農村集落活性化の促進

基本方針（７）農商工連携や異業種交流の取組の推進

農産物の特産品・加工品の開発と販売の促進に向けて、開発支援をはじめ、販路の確保、商工業者との連携、異業種交流を活性化します。

施策①「モノ・コト・バ宝塚」をはじめとする宝塚ブランドの推進

施策②異業種交流の推進

施策③6次産業化の推進

計画の方向性 3 「農」に触れ「農」を知る機会の創出

基本方針（10）「農」と触れる機会の創出

農業体験を提供して、市民が「農」と触れる機会を創出します。

施策①「農」に触れる体験推進

基本方針（11）「農」を知る機会の創出

食育などの講習会の開催や、地産地消の取組強化、都市農地の有する多面的機能（景観・交流・食育・教育・地産地消・環境・防災）の周知により農に関する啓発に努めます。

施策①食育の推進

施策②地産地消の推進

施策③多面的機能を持つ都市農業への参画推進

基本方針（３） 農地や農業用施設の適正な維持管理

農地や農業用施設の適切な維持管理に努めるとともに、生産効率の向上と甚大化する自然災害防止のため、更なる基盤整備を検討します。

施策①農地、農業用施設の維持・管理体制の構築を支援

施策②農業生産を支える農地や農業用施設の整備を改善検討

基本方針（４） 有害鳥獣による農作物被害の防止

行政と住民が連携してイノシシやシカなどの有害鳥獣による農作物の被害を防止し、営農意欲の低下を防ぎます。

施策①地域と連携した有害鳥獣被害防止対策

施策②地域への狩猟免許取得の推進、狩猟者への支援

基本方針（５） 都市農業の振興

都市農地の保全と活用を促進し、都市農地の持つ多面的な機能（景観・交流・食育・教育・地産地消・環境・防災・福祉）を発揮できるように取り組みます。

施策①都市農業の振興のための制度周知及び都市農地の有効活用

基本方針（８） 農地の新たな活用の取組

市民農園や農福連携など、農地の新たな活用を積極的に提案します。

施策①市民農園開設の支援

施策②農福連携の推進

基本方針（９） 新技術の導入の推進

ロボット技術や ICT を活用したスマート農業の導入を検討します。

また、農業経営への再生可能エネルギー導入を検討します。

施策①スマート農業の導入検討

施策②再生可能エネルギーの導入検討

基本方針（12）「花き・植木」に触れ、知る機会の創出

あいあいパーク並びに事業者と連携し、園芸の魅力を発信します。

また、南部の花き・植木並びに北部のダリアと牡丹の魅力とその歴史を市民に普及啓発します。

施策①接木技術の周知及び花き・植木の魅力の発信

施策②市民緑化活動の推進・オープンガーデン普及活動による園芸（花き・植木）消費の拡大

基本方針（13） 地域の特性を生かした観光農業の活性化

あいあいパークをはじめ、西谷夢市場、市立宝塚長谷牡丹園、宝塚ダリア園などの施設や各農園で行われているいちご狩りや芋ほりなど、季節ごとに実施されるイベントにより誘客を図ります。

施策①あいあいパークとの連携

施策②西谷夢市場、宝塚北サービスエリアの活用

施策③長谷牡丹園の魅力増進

施策④市内各施設等との連携

5 計画の進行管理

本計画の推進にあたって、本市を取り巻く社会情勢や財政状況等を勘案しながら施策を実施していきます。

また、各年度において計画の実施状況の点検・評価を行い、その結果について考察し、その後の対策の実施や計画の見直しに反映させていくことが必要なため、PDCA サイクル を繰り返しながら、計画の推進を図っていきます。

評価指標

計画の方向性	指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (10年後)
農業の持続的な発展	集落営農組織数	5 組織	10 組織
	農地集積率	8.74%	21.60%
	有害鳥獣による農作物被害額	4,140 千円	3,500 千円
	生産緑地面積 (特定生産緑地へ継続した面積)	69.72ha	42.92ha
	都市農地の有効活用事例数	10 件	50 件
	農業産出額	138 千万円 (令和元年度)	148 千万円
農業の新たな価値 創造の推進	「農」に関する「モノ・コト・バ 宝塚」選定資源数	29 資源	50 資源
	農福連携の事例件数	5 件	50 件
「農」に触れ「農」 を知る機会の創出	市民農園利用者数	577 人	800 人
	「農」に関する講習会等参加者数	1,377 人 (令和元年度)	1,400 人
	オープンガーデン参加庭園数	96 人	150 人

第2次宝塚市農業振興計画【概要版】

宝塚市産業文化部産業振興室農政課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話：0797-77-2036 ファクス：0797-77-2133